

公布された条例のあらまし

過疎地域における県税の課税免除に関する条例（条例第 33 号）

- 1 この条例は、過疎地域内において、製造の事業、情報通信技術利用事業又は旅館業（下宿営業を除く。）の用に供する設備を新設し、又は増設した者及び畜産業又は水産業を行う個人に対する県税の課税免除に関し必要な事項を定めることとした。（第 1 条関係）
- 2 事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税を次のとおり免除することができることとした。（第 3 条関係）

税目	免除する税額	免除する期間
事業税	1 対象期間内に、過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法第 33 条第 1 項の規定により過疎地域とみなされる区域を除く。）内において特別償却設備を新設し、又は増設した者について、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額のうち当該特別償却設備に係るものとして計算した額に対して課する税額	当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度の所得金額又は収入金額に対して事業税を課すべきこととなる年度以降 3 箇年度
	2 過疎地域内において畜産業又は水産業を行う個人でその者又はその同居の親族の労力によってこれらの事業を行った日数の合計がこれらの事業の当該年における延べ労働日数の 3 分の 1 を超え、かつ、2 分の 1 以下であるものについて、公示日の属する年以後の各年のその者の所得金額に対して課する税額	当該事業税の課税免除を最初にした年度以降 5 箇年度
不動産取得税	対象期間内に特別償却設備を新設し、又は増設した者について、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得（公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して 1 年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する税額	取得の時
固定資産税	対象期間内に特別償却設備を新設し、又は増設した者について、当該特別償却設備である大規模の償却資産（公示日以後に取得したものに限る。）に対して課する税額	最初に固定資産税が課されることとなる年度以降 3 箇年度

- 3 課税免除の申請手続及び適用除外並びに佐賀県行政手続条例の適用除外について定めることとした。（第 4 条～第 6 条関係）
 - 4 この条例は、公布の日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用することとした。
 - 5 所要の経過措置を定めることとした。
 - 6 原子力発電施設等立地地域における県税の不均一課税に関する条例等について所要の改正を行うこととした。
- 佐賀県税条例等の一部を改正する条例（条例第 34 号）
- 1 自動車税の種別割に係る課税免除に関する規定を定めることとした。（第 111 条関係）

- 2 自動車税の環境性能割に係る課税免除及び減免に関する規定を定めることとした。(第 110 条の 3 及び第 111 条の 11 の 2 関係)
- 3 この条例は、一部の規定を除き、平成 29 年 4 月 1 日から施行することとした。
- 4 所要の経過措置を定めることとした。
- 5 佐賀県固定資産評価審議会条例について所要の改正を行うこととした。
佐賀県警察官支給品及び貸与品に関する条例の一部を改正する条例(条例第 35 号)
 - 1 警察官の服制に関する規則が改正されたことに伴い、所要の改正を行うこととした。
 - 2 この条例は、平成 28 年 10 月 1 日から施行することとした。